

木田宏教育資料オーラルヒストリー (3)
岐阜大学教育学部附属カリキュラム開発研究センター記録

教職員組合について

(平成 8 年 5 月 22 日実施 / 『木田宏教育資料』第 2 巻収録)

教職員組合について

【木田】 教育委員会が、お話し申し上げましたような経過をたどったのも、裏に組合運動の流れがあったと考えないわけにはいきません。それは、日教組の出しているデータで本当は整理すべきですが、そこまでの資料は持っていませんので、非常に外形的な流れだけをつかまえて説明を申し上げます。

主として、黒羽さんの「学校と社会の昭和史」の例から引っ張った年表みたいなものですが、戦後まもなく 20 年 11 月 1 日に全日本教員組合、全教組と略称された組織ができて、岩間さんが会長で神田の教育会館に陣取りました。そして、これは以前の日本教師協会、日本の校長さんの会合とか、日本の教員の組織が自動的に教員の団体だと言うので、神田の教育会館は日本教育界の施設を教員組合が乗っ取ったというか、役員を代えて組合のものにしたのですが。

それにもう一つ、それに対抗しまして、一日おいて日本教育者組合、これは賀川豊彦さんらが教師の会合を作りました。戦後労働団体育成のころの契機で色々な細かい変化がありますが、昭和 21 年 7 月に全教連、教育組合全国連盟が結成されました。これは、要するにいわゆる全日本教員組合というのが左のグループで作られたものですから、それに対してやや反共的な色彩を持つ

人達が教員組合全国連盟を作りました。

【藤掛】 身分は国家公務員ですね。

【木田】 はいそうです。身分は国家公務員です。そして、21 年 12 月 22 日に全日本教職員組合協議会、全教協が作られました。この時期、労働運動が GHQ の奨励その他もあって、急激に巻き起こって来たころですし、共産党の幹部などが表に出てきて活発に旗を振った時代であります。私も、21 年の秋から文部省に入っておりましたから、このへんの騒がしい雰囲気というのを窓の外で感じておりました。22 年の 2 月 1 日にゼネストをやることになりまして、GHQ がその前日にストの禁止指令を出したことがありました。

そして、現在の日教組といわれるものができましたのは、22 年の 6 月 8 日でございます。21 年 7 月にできた全教連と、21 年 12 月にできた全教協が合体し、それに全国の高等大学高専教協というのですか、教育会が加わりまして日教組というのができました。この当時、先程おっしゃったとおり教員は身分としては公務員、国の公務員でしたから労働協約を文部大臣と提携することがありまして、高橋誠一郎文部大臣と荒木日教組委員長との間で労働協約、これは中身を今振り返って見てみるとおもしろいと思うのですが、労働協約の締結等をいたしています。

そして、組合が活発に動くものですから、政令 201 号を、これは占領下の緊急政令で

ございますが、緊急勅令と言っていたものを政令に直したのです。23年の7月31日に公務員の組合活動の制限、それから争議行為の禁止。公務員がやたらに国家に向けて争議行為をやるとは何事だという議論になってまいりまして、労働運動の抑圧の動きがこの辺から起こってきたわけでございます。ここに書いておりませんが、国家公務員法がこれを受けて職員団体という規定を整備いたします。どなたか法律をお持ちでございますか。国家公務員法は確か。

【木下】 文部省の教育法令集でよろしいですか。

【木田】 ええ、文部省の法令。

【木下】 それ、持っています。

【木田】 国家公務員法がいつできたのか、それを見たら。

まあこういう時期のことを振り返ってみますと、今は大変平静になって別世界のような感じがいたしますが、国家公務員法が既にできていたと思うのですが、それにその政令 201 号という法律に拠らない法律ができて、公務員のこの争議行為の禁止というようなことが最初に司令部の指令で出てきたものですから、国家公務員法はさっそくそれを受けて改正をして公務員の争議行為を禁止するという措置をとったわけでございます。

【梶山】 国家公務員法が昭和 22 年の 10 月 21 日です。

【木田】 そうですか。ですからその時にもう既に国家公務員法ができていたのですが、労働運動の動きの中では労働関係というのは放りっぱなしになっていたわけです。そういうことで規定がこの 201 号以後少しきつくなってまいりました。国家公務員法改正が出てございますか。公布は 22 年ですね。改正は少し先だと思っております。23 年の一般。国家公務員法改正ですね。国家公務員法が 23 年の 11 月 30 日に改正が行わ

れまして、この勅令 201 号を受けた争議行為の禁止というのがこの時に入ったわけです。

【藤掛】 人事院はちょうどこの時できたのでしょうか。

【木田】 人事院はその時にできました。前は人事委員会というのがあったと思うのです。私、新しい憲法の話を書いてもらうために浅井先生のところを訪ねましたのは、人事院の前身の何か人事委員会のようなポストだったと思うのですが。何しろ使い走りですからあまりイメージがはっきりしておりません。そして国家公務員法はそういうふうに禁止の規定をとったのですが、地方自治法というのができておりましたから、教員以外の県庁職員や何かはそれぞれの県の公務員というふうに、地方自治法ができたところから身分を移しかえておりました。ただ教員だけはいわゆる県庁職員と違うというので、なお国家公務員のままできたわけです。ここにそれを昨日のペーパーの中に入れておきました。

そこで国家公務員法ができて、教員は国家公務員法で採用の時に競争試験をするのだ、ということでは教員が困る。学校の先生や研究者の採用は国家公務員法の規定の通りにはいかないから、早くそれに対する例外規定を作らなければいけないというので、例外規定として作られたのが教育公務員特例法という法律です。24 年の 1 月 12 日にこれができております。そこに書いてありませんが、24 年の 1 月 12 日に国家公務員法に対する特例として教育公務員特例法というのができた。実はその時にはまだ地方公務員法という法律はできておりませんでしたけれども、特例法の方は地方公務員法ができた場合も特例になりますよと言わんばかりに書いたのです。そして昨日少し申し上げましたが、この教育公務員特例法が制定施行されました 24 年の 1 月 12 日

に、教員の身分を公立学校の先生は全部地方の公務員だというふうに切り換えたのです。ですから市立大学の先生も県立図書館の職員もその時に地方公務員に切り換わった。

ただ、行政の体制は昔のような地方長官から切り換わった知事が対応していましたし、教員の給与の負担もそれぞれ昔のままでしたから、そこで組合の問題とか公務員制度でいろいろとつなぎの措置をしまして、そして地方公務員法によると市町村の職員は市町村の当局と交渉するだけ書いてあるわけですが。学校の先生は市町村の公務員になったのですけれどもそれは観念的なことで、事実上は県が給与を持って県が発令をしていますから、県の当局と交渉しなければならない。教育公務員特例法の付則にそういう経過規定と例外規定をみんな書き込んで対応したわけです。

組合の方はそういうことでいつのまにか国家公務員から地方公務員になった。地方公務員になったけれども交渉相手は主として県であり国であるということで、あいかわらず文部省へも押しかけてくることをしていましたが、組合運動が活発な頃でございまして、26年の11月に県教育研究集会を日光で行いました。日教組講師団というのがこの時にできました。そしてその論議を、予備的な論議を経て10個条から成る教師の倫理綱領というマルクスの宣言みたいなものを作っていったわけです。ですからなかなかこの頃の組合の勢い、鼻息はなかなか荒くて、そして私どもも日教組の書記長クラス、書記クラスの榎枝君なども始終私どもの部屋にやってきて、ああだ、こうだというようなことを言っていましたから、個人的には早くから顔見知りになっていたわけです。

そのうちにあちこちで行き過ぎた事件を起こしてくれまして、その行き過ぎた事件

の最初が山口日記事件です。これは山口県の教員組合が作った夏休み帳ですが、これを読むと日本というのは一生懸命北の方に向けてカギをかけているけれども、南の方は開けっ放しにしているから、アメリカが留守の間に土足で上がり込んでくるというような記事があったり、表現が相当露骨なんです。それで山口県の光市の市長さんだったか、父兄だったか、一体こんな日記帳を、県下の子供たちに配っているのは何事だと声を出したのですね。それが山口日記事件とって一つの大きな騒ぎの元になったのです。それから旭丘中学事件というのは、京都の市内の学校でございまして、これがまた相当激しい左翼ばりの教育を学校でやってくれて、父兄がこんなことひどいじゃないかと言いだしたわけでございます。

組合というのは相当この頃乱暴に暴れていましたから、この時に政府のいろいろな動きがありますけれど、吉田さんが学者の大臣ではいけないと思ったのでしょね、大達さんを大臣にしたのです。大達さんという方が、おそらく昭和28年の暮れぐらいですかね、28年の5月からですね。大達さんが文部省に入ってこられまして、まず文部省のある意味で相当強烈な幹部のすげ替えをやりました。田中義男さんという初中局におられた方を次官にして、そして初中局長の後任に警察畑出身でシンガポールの警察部長をしておられた緒方さんという内務省系の大達さんが信頼できる方を。というのは大達さんがシンガポールで市長をやっていたら、その時の警察部長が緒方さんなのです。この緒方さんという方は非常に人徳のある方で、戦後戦犯の容疑で死刑予定者にされながら、現地の人たちがこんな人を処刑してはいかん、というので陳情して日本に帰りました。帰ってこられたものですから、大達さんが今度はそれを文部省の初中局長にしたのです。そして、その

組合対策の手を打ったわけですね。

私はその組合の問題をやっている課にいたのです。ただ、28年の暮れからフルブライトでアメリカへ行ったのです。僕は教育委員会というのがどうなるかというのが昨日のお話のように大変気になっておりましたから、アメリカへ行って見てこいと。フルブライトで行きますと、皆さんは学校へ行ってアサインメントで特定の大学に派遣されるのですが、最初の第1回の時です、小中学校の英語の先生と職業科目の先生と半年ほどアメリカにやるというプログラムが加わったのです。そこへ私自身は英語の先生でもないのに文部省の幹部が、おい、英語の先生と一緒に連れて来いと、こういうことになった。かろうじて東京の面接はよかったのですが、向こうへ着いたら英語ができないという化けの皮がはげまして。

(笑) もう少し英語を勉強してからでないとお前どこへ行っても相手が困ると、ワシントンで4週間足止めをくらいました。それで半年間私はアメリカのずっと各州を回って教育委員会を細々と見せてもらいました。これは昨日もその一端をお話ししましたが、私にとっては非常に勉強になりました。組合というのはいろいろ言うし、アメリカは教員を労働団体とは言っていないのですが、非常に強固なアソシエーションがありますから、そういう動きや何かも少しずつ見るといって仕事をしていました。

私がいないうちに幹部の入れ替えがありました。仲間で一緒にいた斉藤さんという方が地方課長になりました。布陣が一応こちらがもうできたのです。そこで大達さんの筋道、秩序をつけるという仕事が始まったのです。ところがちょうどその頃、また山口日記と同じように教科書がひどいと、今でも時々声が上がりますが、教科書がひどいという問題を民主党の教科書問題特別委員会というところで騒ぎ立てまし

た。それから衆議院に行政監察委員会というのがあるのですが、そこでこの教科書は何だというのが俎上に上がったわけです。これは当時の緒方担当局長はもうほとんど閉口して答弁がそう簡単ではないものですから、えらい汗をかいたようでございます。ここでこの監察の結果、文部省の教科書の検定の体制というのが一気に整備された。

それまでは私が書きましたような戦後の教科書の切り換えというのをやったのですが、数少ない検定調査官でとりあえず検定の仕事を進めてきたのです。こういう教科書の検定をやっているのは何だということになって、国会でいろいろと局長が痛められて、それで予算折衝の時に局長が今期限りこういうふうにして検定の体制を作らないともうとってだめだと、要求が100%ついたので。この時の局長の嬉しそうな顔は。予算が満額ついた。(笑) これでいかって相手が言うから、にこにこしては悪いと思って難しい顔をしていたけれども、全部ついてしまった。今のような教科書の検定調査官の数が一気に増えたのです。

裏のそういう動きがございまして、そして大達さんは28年の暮れですか、教育二法と言っておられますのは教育公務員特例法に学校の先生の選挙運動はやってはいけないと、国家公務員と同じように全国規模で教員の選挙運動は禁止するという法律を特例法に入れて。もう一つは義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法という。これは実際に適用しようと思ったら非常に難しいのですが、構えだけは破防法と同じように学校の先生というのはそんな政治運動をしてはいかんと。学校の現場というのは政治的に中立でなければいかん。その時の証拠物件が山口日記であったり旭丘事件であったり、教科書の行政監察委員会で見つかったいろいろな問題でした。それで政治的な偏向はいかんとい

う、政治的中立ということ、それは材料は十分に出てくるわけです。

時あたかも社会党の右と左が一緒になるとか、自由党と民主党が一緒になるとか、そういう政界の再編成の時だったものですから、なかなか我々は仕事をしておりましてもにぎやかになりました。相当の緊張感を持って仕事をしていたことを覚えています。

ここに教育二法と書いてございますが、そこは実は教育二法と併せて昨日申し上げました選挙法の改正をいたしました。公職選挙法の改正をして、教育委員会法に載っていた選挙の規定を教育委員会制度改正のこれはワンステップだったわけです。公職選挙法に全部切り換えたのです。一般選挙だから公職選挙法で規定する。そうしておいて本来 27 年の選挙の後 29 年に選挙すべきところを、これも公職選挙法の改正で 2 年延ばしたわけです。この公職選挙法というのは文教委員会にかかりませんから、地方行政委員会で文教委員会の教員の目のつかないところです。(笑)それは今だったらそう簡単にはいかなかったのかもしれないし、当時も相当ひっかかったのかもしれませんが、やっぱり戦後の当初の 20 年代の国会議員というのが、組合の運動はしていますけど、国会に出たばかりでどこがどう動くかよくわからないのですよ。

ですから、この教科書の発行に関する臨時措置法とか社会教育法とか、そういう昭和 25 年前後に国会へ出した法律は、私などは局長って偉いものだなと思いますね。委員会で質問がおこりますと局長は、今のご質問は係をしてお答えさせますと。今の大臣だってよう言わない答弁ですよ。それに対して係長がいそいそと立って社会教育法の時井内君という私の後の次官をやった人ですが、井内係長が全部自分で答弁したわけです。局長は何があっても担当者をし

て答弁させます。それで社会党の国会議員だって何だって我々のところへ丁重に対応して、組合も今でこそいばっていますけど、国会ではお役人の方がこんなに偉かったです。偉いものだなと思って私も感心しておりました。

そういうことですから、今のようなことが起こった時にもう教育二法で文教委員会でカリカリやっていますので、地方行政で公職選挙法の改正がすつといくというのは、それはあまり問題にならなかったと思います。ただ、私はその時にアメリカへ行って留守なものですから、実はそこは実感を持ってフォローしているわけじゃないのです。ああ、にぎやかにやっているなど思いながらアメリカで少し気楽に、ずっとアメリカの東半分の州をほとんど回らせてもらいました。そんなことをして帰ってきた時に、もう教育二法ができていたわけですね。教育委員の選挙が 2 年延びていて、さあ、帰ってきてお前がやる番だと、こういうことになったわけですが。

それから 30 年の 1 月に社会党の左右両派が統一しましたし、11 月には自由民主党が結成されました。その自由民主党という新しい党の下で清瀬一郎文部大臣が就任された。それからその前後の選挙で教員組合は日本民主教育政治連盟、日政連という組織で、日教組の出身者は衆参両院合わせて 20 余名にふくれあがっておりました。日教組は参議院の全国区に 10 何名か当選させる能力を持っていましたから、それはもう今とは桁違いに教員の組織の大きさというのがあったわけです。府県議員は 70 人、教育委員にはいっぱい入っていると。こういうことでしたから、日教組が事実上旗を振って教育界を動かしていたということは間違いのない現実だったわけです。

そして昨日申し上げましたように、31 年 3 月に地方教育行政法案を国会に出しまし

た。その少し遅れて小選挙区法案というのが鳩山一郎内閣の下で、その2大政党の下の小選挙区という大きな旗印で大きな法案が出たわけです。その頃は政府もなかなか2大政党対立で勢いよくて、清瀬大臣はこの地方教育行政法案の他に教科書の法案、行政監察で痛められたものですから、教科書の検定をきちんとやるという教科書法案と、それから教育基本法の改正案というものを出す。教育基本法というのは目的を見たって何だって、これは日本てどこにもないじゃないかと。こういう基本法で占領下のままで日本の教育を放っておくというのはけしからん、というので基本法と。文部大臣だけかなりやっかいな法案を三つも出そうとした。それで一緒に、結局教科書の検定法案を出したのですね。

ところが一方では小選挙区の法案ですから、この間の小選挙区の法案でもあれくらいひん曲がってがたがたしたわけですから、それは凄まじい勢いで押しかけたわけです。どっちをどう取るかという両方猛烈な反対にあうわけですから、与党としてはどっちをどうするかを考えないといけない。それで政調会長の岸さんが、昨日教育長を丸め込むというお話をしましたけれども、岸さんはこの際はやっぱり政治的な判断として小選挙区法を突っ込むという腹を一遍決められたのです。そうしたら安倍さん、岸さんの女婿ですね。安倍さんというのは新聞記者で文部省に出入りしていたわけで、安倍さんのところからインフォメーションが入った。うちのおやじはお前の方の法案は捨てて小選挙区にふったよという話が入ってきたのです。そこで文教の人たちが騒ぎまくったわけです。坂田さん、原田さん。それから竹尾さんという千葉の選出の人たちから始まって、この小選挙区というのは将来の問題で党内でがたがたあるのに、この我々の教育委員会というのは目の前の問

題だ。これを放っておいて小選挙区でということはない、と言っていわゆる文教族と言われる人たちが党内を走り回ったのですね。そこで最後にそれじゃあとというので小選挙区を捨ててこの地方教育行政だけ1本に絞った。

そこで委員会の審議を進めているその最終決断をしたのは、もう5月の半ば過ぎですが、衆議院の文教委員会が佐藤さんという愛知の選出の社会党の委員長でして、人柄としては立派な人でした。

【藤掛】 今は息子が。

【木田】 ええ、息子が幹部になっているでしょう。あの親父さんです。親父さんが衆議院の文教委員長でなかなか審議が進まないですね。組合が押し込んできて委員会がもういっぱいになる中で、みんながごちよごちよごちよ言っているわけです。だけど、結局最後には会議が開かれないままになったものですから、衆議院では何をやったかといいますと、文教委員長の中間報告を求める決議というのをやって、そして本会議でいきなり文教委員会で何をやっているのか報告しろという本会議で要求をして、そしてそのまま本会議で継続審議してぱっと上げちゃったのですね。

今度はそれで参議院へ持ってきたのですが、参議院へ持ってきましたら初めからも委員会にかからない。加賀山さんという緑風会の人参議院の文教委員長をしておられましたけれども、もうそれは衆議院でそういうことがあったものですから、参議院はこの間のああいうちゃちな座りこみとは違いまして、もうものすごい実力騒ぎです。加賀山委員長を一生懸命押し立てて、参議院の文教委員会に入れようとしてみすけれども入れない。ほとんど審議らしい審議を一、二回ぐらいしかしないうちに日がずっとたってしまったものですから、国会最終日の6月3日を前にして5月31日から参

議院の本会議で3泊4日でしたか、長い審議が始まったのです。その時に組合は総動員でやりますし、社会党の議員もあまりけしかけたものですから、この委員会法の成立後、日教組というのは社会党の中で信用を失っていくわけです。それはまあ大変な大騒ぎになって、そしてお巡りさんを入れて、お巡りさんとの間で殴り合いが起こって、そして刑事事件まで起こしました。私なども、こんなばかな騒ぎで国会が決めるべきこともよう決めないのだったら、もう役人は辞めた方がいいなと思いつつ見物しておりました。

一番最初に参議院の事務総長解任決議案から始まりまして、農林大臣問責決議案というのをやって、それで一々投票にかけるのです。投票にかける前のまず議事の整理からいきますと発言時間制限というのを争うようにしてやって駆け込んでいって、発言時間の制限の決議をとって。誰がしゃべっても10分なら10分でお終い、というふうにして追い込んで。それから、それ一つ一つみんな本会議で決をとるわけですから、それは猛烈に時間がかかった。延々と、何て言うのか、休みなしですよ。

【藤掛】 今の牛歩戦術というのはなかったわけですか。

【木田】 やっていますよ。牛歩もやっていますし、とつてもじゃないが10分、15分に質問時間の制限をする議案を可決するのに3時間、4時間かかるのです。そういうばかばかしい騒ぎをいたしまして、この地方教育行政法案というのをあげました。これはその時に小選挙区法案を犠牲にしてやったわけですから、日本の政治のあり方から考えたら今になってみてあの時に小選挙区をやっておけば、日本の政界はもう少しすっきりしたのじゃないかという批判が起こるのです。私がこういうことがあったという説明を一般の人のところでしますと、

お前、だから日本がまずくなった。(笑) 早く小選挙区をやっておけばもう少し日本の政党はましになっているのと言われましたが、そういう大騒ぎが政治的にはこのバックにあったわけです。

【梶山】 この時に坂田道太さんですか、与党議員の意見さえ割れている小選挙区法案よりも、選挙に強い日教組対策となり得る地方教育行政法の成立をと強行に主張したと。5月29日に同法案1本に絞り、30日に閣僚懇談会と自民党両院議員総会でこの方針を確認したと、黒羽さんの本には少し記述がありますが。こういうことですね。

【木田】 そういうことです、はい。ですから目の前の敵の方が、という。それは大変なことでもございましたね。

そこでこの法律ができた。できてどうなったかと言いますと、地方教育行政法ができて新しい教育委員会に切り換わる。その切り換えの経過規定がこの法律の第3条というのに残っていて、この法律施行の際に6月3日でしたか、教育委員会法は9月30日限り廃止すると。それから同法中教育委員会の設置関係規定に抵触するとなる部分は。それでいいですね。9月30日限り廃止する。10月1日から新しい教育委員ができます、こういうことになったわけです。それでこの現に選挙で当選してきた旧法の規定による教育委員会の委員は昭和31年9月30日までの間、旧法の規定による選挙による委員としての任期または旧法の規定により議会の議員から選ばれた者の議員としての任期が同日まで満了する場合によっては、それぞれその任期が満了するまでの間、要するに引き続き新法の規定による教育委員会の委員として9月30日まではよろしいと。10月1日からは新法の規定による教育委員に切り換えると、こういう経過規定をしたわけです。

各県に10月1日に知事、市町村長の任命

による新しい教育委員ができたのですが、できたのを待ちかねるようにして愛媛県で勤評騒ぎが起こったわけです。それはなぜかという、昭和20年代末からそうですが、地方財政が悪化しており職員団体が言うように給与が十分にベースアップできないというので、愛媛県は久松知事だったと思いますが、県庁職員に対して昇給は全員にはやらない。勤務評定の結果、何割かにしか昇給をやらないということを最初にやったのです。ところが教育委員会の方は委員が前のままでは誰もやろうと言わないし、知事の方は今度これで変わるようになったものですから、10月1日に新しい教育委員ができるのを待っていたわけです。それで知事は新しい教育委員を任命して、実は県庁職員はこういうふうにして予算の節約をやっているし、当然勤務評定の結果、職員に対しては評定を受けて昇給させているから、教育委員会の方もそれをやってくれという話を教育委員会に持ちかけたわけです。それで愛媛県の教育委員会は県庁の一般職員に準じてその年の暮れに教員についても勤務評定をやりますと、よって校長は何日までに評定書を出すように、というように通知をしたところで、その大戦争が始まったわけです。

それで労働運動の流れでは、その勤務評定というのがかなり労働争議の要にもなるのですが、全通で一度それを取り上げたことがあったのです。愛媛でそういうことがあるというのが東京の日教組に飛んでいきまして、愛媛県の県の実態から見ますと保守勢力の強いところですから、社会党の県会議員や何かがあわあわ言ったって押し切られてしまう。というので中央へ泣きついたわけですね。そこで日教組も騒ぎだすし、それから衆議院、参議院の国会の文教委員会でもこういうことをいきなりやろうという教育委員会ってけしからんじゃないか。

その愛媛県の勤務評定書というのを見せられたわけですが、10何項目か、10項目だったかあって、100点満点で1000点満点の表ができているのですよ。へえ、こんなことをやるものだなと思ったけれども。

(笑) 11項目ですか。それで大体1100点だ。1項目100点ですね。これを読みますと、一人の教師について勤勉であるか、積極性があるか、責任感はどうか、速度って何ですかね、確実性があるか、注意力があるか、理解力があるか、知識と技術はどうか、規律、協調性、整理整頓。おそらく県庁職員の表現をそのまま持ってきたものです。これにA、B、C、Dの評価をつけて、私の見たのでは大体1000点ぐらいだったと思いました。へえ、何とまあやるものだなというのが私自身は正直な印象でした。それを持ち込んできたわけですね。

そこで日教組は、これを種に全国に広げていったわけです。というのは、文部省に向かって最初は文教委員会を通じて時の内藤局長に、勤務評定などばかなことをやらせるのでなく、もっと予算をつけたらいいじゃないかという質問から始まりまして、組合とのやり取りがずっと起こってきたわけです。日教組がこれは一つ愛媛県のようなことを広げないためには各県の教育委員会、新しい教育委員会に行って委員の知らないうちに勤務評定をやりませんという言質をとってこいと、こういう指令を出したわけです。そうすると、それを各県の教組の側はみんな几帳面にやったものですから、就任したばかりの教育委員の人たちは何じゃ、ということになったのですよ。その頃大分だとか愛知だとか、県によっては評定書というのは当たり前で作って、そしてそれで異動をやったり昇給をやったりというのを穏やかにやっている県もだいぶありました。栃木などもそうでした。そこへもって行って、勤務評定はやらんと約束しろと

言って直談判に各県の教組が押しかけたわけですから、教育委員の人たちは何だということになったのです。それで全国に集まって、一体どうしてこうなったのだという話を愛媛県から聞いたりました。それはやって当たり前じゃないかという常識的な人たちが出ているわけですから、やって当たり前だなということに。

国会での動きは、私も担当課長として始終委員会に出てやり取りを聞いているわけですが、どうしても前の癖があるから、文部省がこうやって直しますとか、文部省は責任があるからやれと言われたら逃げられないという気持ちの関係者にあるわけですからやっている間に、おい、県でこんないい加減なものを、この項目の1000点満点で教員を評価するなんていいのか、なんていうことを言うと、それは誰だって、えっと思うものだから。(笑)お前がそんなにこれでいいと言わないものをやらせていいのかって、今度はそういうふうにしたまかけてくるわけでしょう。ですから局長が知事の方に話をして予算をできるだけ出すように努力をしますとか、そこをしのぐためにいろいろ言うわけです。私は当時局長に、だからといってこれ文部省の勤務評定を雛型を作るなどばかなことはやらないでくれと言って、一生懸命になって抑えたわけですけど。

しかしどうしても国会でのやり取りで文部省はこんなものを放っておくのかと言うと、放っておきますと言いきにくい。そこで何回か押し問答をしているうちに、一つ考えてみますという言い方が出たのですよ。それで今度は旗向きが変わりまして、それ、言わんこっちゃないと。愛媛の悪例を文部省が全国に押しつけてくる。ならば氣勢を上げなきゃいかん、というのが32年以降ずっとです。32年に日教組は非常事態宣言というのをやってくれまして、いよいよ勤務

評定斗争が各県に広がる。

その時にどうしたかと言いますと、私はできるだけ、担当課長だったからこれにまともに関わったればかばかしいなと思っておりました。というのは国会の議論というのが例えば、ある田舎の小学校の用務員さんがけしからんという話を文教委員会で持ち出して文部省どうする、という。それは昔のままの意識ですから。話を聞いていて、ものによるとちょっとひどいことをやっているなという感じもしますよね。だけど本来そういうことは文教委員会で取り上げることでないものを、それを問題があるとみんな持ち込んでくる。こういう勤務評定みたいなものを今持ち込まれてもどうにもならないと思ったものですから、一生懸命県の教育長、都は本島さんという人で、群馬は黒沢さん、その教育長さんに頼んで、これはあなた方がやることで、文部省がやるなんて一言も書いてないからこっちへ持ってくるな。君らでやってくれ。まさにその組合の相手は教育委員会じゃないかと。だから、教育委員会でこの問題をどうするかということについては、都道府県の教育協議会やそれから教育長協議会で全部処理をしてくれないかと。相談には乗りますと言って一歩後ろへ引いたわけです。

そして都道府県教育長協議会でやったらいいじゃないかというのと、愛媛のようにどうしてもやると言っているところと、やらんというわけにはいかないねというところと、三つ、やるのならこのくらいという案を作ったわけですね。それはまあまあ誰がやってもしょうがない、このようなことは言うだろうなという教員向きのやつを作ったのですが。それで文部省と日教組とのけんかというのは最頂点に達しました。これは岸内閣の時でしたけれども、上代たまさんとか茅学長だとか、有識者の集まりというのが灘尾文部大臣に対して、こんな

に反対の大きいのを無理に実行するって何事ですか。国会でもそういう意味で噛みついたり吠えたりしておりましたけれども、この当時の岸総理、灘尾大臣の答弁というのは全く冷静な落ちついた、突っ放したような答弁できたわけですね。ですから教育界の人から見たら、もう頑固者の文部大臣と文部省が、という（笑）意識がわーっと広がっておりますけれども。まあ私の言い方で言えば、勤評騒動というのは日教組の自作自演であった。自分で騒がなきゃ問題にならなかったものを自分で騒いで懲りたなど。この法律で社会党の中で日政連の連中が相当信用を失ったことは事実ですが、その後のこの騒ぎで、大きな流れからすると日教組というのは大事にされなかったと私どもは感じておりました。

【藤掛】 この頃、今の副総理の久保さんは何をやっているのですか。

【木田】 久保さん、あれは鹿児島の記事か委員長かだったと。

【藤掛】 そこで闘争をやっていたのですか。

【木田】 それはもう大変ですよ。私なんか汽車に乗りますと、組合の方でさっと連絡が行って地方課長がどこかへ行ったと。それでも博多の駅でとっつかまりまして。九州の教育長会議に出席するのに博多の駅を降りてから、わんさと押しかけて来ているわけです。それで私もああいう騒ぎを通じて、労働争議の時の警察の対応とかいろいろなことを身をもって体験しました。九州でこういう問題があるから、教育長が集まって相談をしないといけない、担当課長ですから行かないといけない。博多の駅頭からもう追いかけていっこしているのです。それで、どこでやるかを福岡県の教育委員会にも組合にも何も言っていないから、組合は私が東京から出たというのをひつつかまえているのです。駅からそれで追いかける

わけですよ。それで山の上の会場へ行ってみましたら、最初の間隠してもいづれわかるわけですね。それで宮之原だとか何とかというのがやってきまして、追いかけて、会議をぶつつぶしにかかる。そういう教育長会議というのは逃げ回っていたわけですよ。大学騒動の時の教授会と同じですね。（笑）全国の会議を伊豆でやったり。それはまあ何とか鬼ごっこみたいなことをやっておりました。

それから私はまだ若造だったものですから教育委員の人が、何、あんた本当の地方課長。（笑）そんな優しい顔してあんなひどいことができるのかね、などと言われて（笑）批評を受けたことがあります。佐賀県の勤評騒動の時も、教育長さん方とお互いに親しくなって仲良くなったりしましたが、石川達三という作家が書いてくれましたよね、『人間の壁』という。いろいろあることないこと、ひどいことを書いてくれました。お互いにそういうことで取り組みあいつこをやっていたわけです。

その時にもう一つ組合との関係で騒ぎになったのは道徳教育という問題。これは教科書の問題の特別委員会のことが。教科書の占領中の体制を整えて、戦後少しきちんとした道徳教育をやらないといけない。道徳教育を教科書として取り入れるというのをやりました。本格的な学習指導要領を作って、きちっと整備して教科書も検定をして進めていくというのは、独立したのが昭和 27 年ですから、昭和 30 年代に入ってからです。そこで教育課程に道徳教育というものを入れるということになりまして、これがまた騒ぎになったわけですね。ブロックで道徳教育の扱い方の講習をやっていく。6 ブロックぐらいでやったと思うが、東京でやる会議も追いかけてこ、鬼ごっこでした。それはお巡りさんに守られてバスをするっつすり抜けて東京博物館の広い会場の中に入

ってやったとか、近畿は奈良で天理のところで追いかけてこをしたとか、変な陣取り合戦みたいなことばかり繰り返していたわけです。

日教組はおそらく法律改正後、ここにも書きましたが、『国民教育』という雑誌の中で、「現在なお闘いの真っ只中にある勤務評定反対闘争は講和後最大の政治闘争として日本の歴史の上に輝かしい1ページを加えることになる。」と、まあいきまいて踊りあがったわけです。これが結局、この時が日教組の曲がり角じゃなかったでしょうか。それで昭和32年から35年にかけて、そうは言ってもむちゃくちゃやってくれるものですから訴訟もいっぱい起こりました。行政処分が4000人、訴訟案件も民訴、それから起訴、いろいろと今日数字を挙げたように起こり、日教組の組織率がこの時からだんだん低落の一途を辿っている。

やっぱり日教組が一番こたえたのは救援資金ですね。戒告というのは何も響かないようなものでも昇給が1年間止まると、その1年止まった昇給の補填をするということになります。これが何万という数になりますので、それは日教組の組合費を細かく計算したことはありませんけど、相当この救援資金が日教組財政を圧迫したと思います。今頃になって手を握らざるを得ないというのは、どうにもそこの台所が回らなくなっている、だから何とかしてもう闘争うち止めと言いたいですね。そういうことではないかなと思っております。

それから、どこまで表に書いていいことかどうかわかりませんが、これでお巡りさんとも私ども仲良くなりました。お巡りさんというのは、これを言うとまた怒られるけど、絶対に自分が大丈夫と思うまでは動きません。それはいろいろな労働運動などを見ていて、三井三池のあの激しい炭労のストなんか、なぜもう少し早めにやってつま

んでしまわないのかなと思うこともありました。それは大学問題にしろ日教組にしろ、いろいろな騒ぎが起こる時に、警察の方の人の側から言うと、つまらないいざかいをしてけがをしちゃいけない。それも立派な方針ですけど、だから絶対にこれで負けられないというふうな大きさに自分たちの体制ができるまでは、目の前でどんな困ったことが起こっていても見過ごしています。何とかしろよと言ったって、自分たちの体制が数もそろったし、いろいろなことがあって力と力でぶつかっても大丈夫だということへ見せて、そしてけんかをしないよという姿勢ですね。これは考えてみると、あるいは国と国との間でも同じかもしれないですよ。

【藤掛】 湾岸戦争の時そうでしたね。

【木田】 そうです。それはやっぱり下手な撃ち合いはしない方がいい。できるだけこれだけだ、とこう見せて、そうか、といって引き分けに持っていく。向こうがしっぽを巻くというような戦略をとりますね。これは後で警察の人もちらっとそういうことを言っていたから、私どもがやっている時に、なぜこんなに困っているのに見殺しにするようなことをしているの、もう少し早くと思うことがいっぱいあったけれどもなかなかやろうとしません。

それから、私自身はここで起訴の問題ですけど、今のこれは先頭に立って組合とけんかしています。法務省の局長が、ちょっと課長来てくれと言うのですよ。官官接待じゃありませんけど、案内を受けまして、あんたは大変苦勞かもしれないが少し穏やかにやってくれんかと、こう言うわけですよ。保革対立ですから、自民党の労働部会というのが後ろに付いていて文教委員会と一緒に日教組何やっているのだと、こういうわけでしょう。日教組がむちゃくちゃやっているわけですから、きちっとや

れと。処分も知らせろと。こっちから見たらそれは当然ですよ。これだけ騒いでめちゃくちゃなことをして、行政処分から何から当たり前の話だと、こうなるのです。それを一つここはあんたらは辛いだろうけれども我慢しろと言う。警察庁はいくらでも応援するからやれと言うのですが、法務省は我慢してくれと言う。

聞いてみると全く無理もないです。労働争議で刑事事件などを起こそうものなら、ものすごく人手が要るのです。検事が証拠を集めるのに他のことができない。お前がここで自民党に呼ばれてあれすると他の仕事ができないようになる。だから頼むから少し静かにしてくれ。これを率直に裏話で聞きますと、日本の治安体制ですよ。それはなかなか容易じゃないです。というのは、この間から司法試験の問題その他がありまして、法制審議会に来て、司法試験の改革についてお前意見言えと言うから、大体司法官の採用の人数が 400 でもう戦後 50 年固定しているなんてばかなことがありますか。世の中がこれだけ発展してあちこち訴訟案件も多くなっている時にこういう様はなんです、って。もっとたくさんどんどん養成しろ、って言いに行ったわけ。それからもう一つは大体この司法試験を受験するために大学生の塾ができていて、大学によってはもう法学部へ行くよりは塾へ通っているじゃないか。こんなばかな司法試験をやっているということがあるか、と言いに行ったわけですね。

検事さん、それから裁判官ですが、明治 23 年が一番数が多かった。今は明治 23 年の 2300 よりうんと少ないのだと。それは日本はけっこうな国ですよ。検事も少ない、裁判官も少ない、その意味で見れば非常に恵まれた国です。だけど、いったん事があるとどうにもならない。ですから私は日教組と労働争議、労働運動でいろいろと検察、

検事とのお付き合いがあり、世の中のそっちの動きも少し体験を通じてわかってきました。

学生騒動でおそらく京都だって東京だって、学長が取り囲まれて警察を呼ぶこと自体なかなか大変なことですよ。呼んですぐやってくれるかといったら、相手方にもそうもいかない事情があるのだ。その一番典型的なのは、東京の安田城の攻撃です。それから、あと浅間山荘の撃ち合い。ああいう時の警備の体制と陣の進め方。安田城の攻防の時などは、今佐々君なんかと話をすると（彼が本を書いている）、大体大学が意気地がないと言いますけれども、どっちもどっちと言うところがあるのですよ。簡単にこっちへ行ったらすっところへ行けるかといったら、ぶつかって負けたら具合悪いのです。絶対に負けられない。絶対に負けられないけんかはしないがいいという、これも今の日本政府のような。少々意気地がないと言われても黙って我慢して。（笑）これ、全部にひびいていますね。だから我々などが見ていると、いろいろなことをこんちくしょうと思うのですよ。日本の防衛だって何だって。だけど、本当に今の日本の実勢を考えたら、それは何ともならないでしょうね。ですからお巡りさんは、要するに戦わずに治まるのが一番いいということで勤評の時に見ていてくれた。

それで法務省の方もそんなことで日本がひっくりかえるわけじゃない、裁判所も検事も、こんな労働争議の端くれで人手をとられたらかなわない。そういう大局判断をもつことがあるのです。日本の今の刑事事件、これは法律をおやりになっている方はおわかりだけれど、刑事法の体系というのは個人責任主義です。個人の実行犯しか処罰できない。それで国家公務員法には煽りそそのかした者は刑何年と書いてありますけれども、煽りそそのかした者の証明をと

るぐらい難しいことはないのです。だから何をやって中央で指令を出しているのはのほほんとしていて、末端で校長を殴った者だけとつかまえるわけ。それはおかしいです。だから組合問題や何かのように、組織活動に対応するためには、組織をこういう現象があったら真ん中が悪いと、こういかなきゃいけないです。ところがこういう現象があったら、真ん中が悪いという刑事体系になっていないのです。

それでオウムはあんなに苦勞をしているわけですよ。やっぱり集団の犯罪行為というものに対して、どう社会的に対応するかという法体系がないのです。その体制の遅れというのが今度のオウムに出たなど私は思っています。そういう実感がわくのは、勤評で大変な騒ぎを自分で経験したからです。

それで日教組は今の組織率がだいぶ下がってきましたし、お蔭様で世の中が平穩になってきましたからいいですが。やっぱりもう少し昨日から申し上げておりますように、自主的にどうしたらいいかという機運を起こしてくれないと、どっちかが上で何か旗振ったらついて行こうという心がけではちょっと侘しいなど。いいことにつけ悪いことにつけ寂しいな。

もう一つ争議に関連して印象になったことを言いますと、実は日教組が統一行動をやる、全国一斉にストをやるという時に、私は東京都などというのは教員はかなり知識的には高いから、くっついていかないかと思っていたのです。見ていると県の県民性というものがどうも出てくるように思う。群馬などというのは派手です。高知などというのも賛成、反対両方派手でして、小林委員長が行ったらこの野郎って、住民が殴るような地域ですから、それは派手です。それからこの教育委員会制度を切り換えた時に高知県の教育委員長は教組の委員

長であって、教育長は教組の書記長だった人が入っていたわけです。ですからそれは大変です。それをひっくり返して。

それでそういう人たちがいったところで、今度はこれだけ教員の争議行為が続いているのだから、お前さん何かやれといっても、それこそ材料がつかまらないのです。だから高知県などというのは教育委員だけ変わっても、あと仕事をする体制が続かない。ですから処分ができない。組合の強いところほど処分していないわけです。そうでない体制のきちんとしているところほど処分がいくのですね。これは全国で見ているとおかしな結果になるなどは思いますが、しかし自治という点から言うとやむを得ないですね。

東京みたいなところは、教員があんなばかな指令についていかないと思っていたら、なんとなんとけっこう一斉にストライキやるのですよ。僕はおかしいなどと思ってこう考えてみますと、やっぱり戦前からの教員集団の意識です。誰が旗振って何を言っているかというのは問題じゃないのです。仲間が一つのものになって動くという、そういうので戦時中の軍国主義の応援体制から組合流の新しい、それこそ頭だけ赤いと言われたのですが、そういうことで結果的にはみんな同じことをし、要するにみんなで渡れば怖くないというので一緒に動いているわけですよ。ははあ、これは集団のエネルギーというか実勢というのはそういうふうに動くと思いました。

東京都の委員長が長谷川さんという人をして、衆議院に出た人です。それでもう亡くなりましたけれども、私は法廷に行つて証人として立たされたりして、長谷川さんと初めてそこで面識を得たけれど、国会に入って付き合ってみるとなかなかいい人ですよ。一人ひとりそんなに社会党のそういう幹部だって人ばかりじゃないけど、集団

になるとどうしてあんなのかなという疑問が出る。それから、もう一つは組合との対応は千葉県でも感じましたし、地方課長をやっている時にいろいろな県の人と一斉に感じましたが、教員集団という意識がありますから、その委員長という人はかなり立派な人が推されている。ところがあとの中央執行委員というのが具合悪いです。職場のいやな者がみんな信任を得て送りだされる。(笑)要するに不信任が信任になって組合を構成するのです。ですから、暴れば暴れるほど職場の方は帰ってきてもらっては困ると言うので信任票を出すわけで、だから困った集団になる。

職員団体の法律をどうするかという時に、ILO87 号条約という問題が起きました。前は労働団体が企業別の組合であって、当局とご一家の組合でけんかするのも仲良くやるのも同じ釜の飯ということでやっていたわけです。ところがだんだん労働運動が激しくなって、一番最初に問題が起こったのは国鉄です。日本の労働団体というのは職員である者が労働団体を作れる、こういうことになったわけです。そういう制度のとき、国鉄は昭和 27 年か 28 年に幹部のクビを切ったわけです。こんな違反行為をやっているのだからと辞めさせちゃった。そうすると、国鉄の当局がお前のところの大將はクビ切ったし、この中執もクビ切ったのだ。職員でない者が職員団体の役員になるとするのは法律違反だから会わんと、こうつっぱねていた。

これは労働の原理からするとおかしいですね。組合はさっそくジュネーブのILOへ行って日本の当局はこう言う分からないことを言う、だからこいつをとっちめてくれと。ILO87 号条約を批准して、そしてもう少しきちんとした労使交渉をやるようにしろと。クビを切った職員だからといって組合の代表になれないことはない。その

面から見ればまさにその通り。ですから国際的な応援を得てILO87 号条約の批准を昭和 20 年代の終わりに持ち込んできた。

そこで労働省がどうしたものかという相談をして、公労法という、公共企業体労働関係調整法という、国鉄だとか電電だとか専売だとか、そういう公労企業体の職員関係についてはILO87 号条約の適用を考えますという、東大の石井先生を座長にした懇談会でそういう方向に整備をしようとした。私は 87 号条約を読んでみると、公共企業体の職員だけなどとは何も書かれていないわけです。労働法の原則からいきますと、職員は職員で勝手に団体を作って誰を代表に選んだって勝手であって、それと交渉してということになっているわけですから、労働省に待ったをかけたわけです。国家公務員法と地方公務員法を放っておいて、労働省の関係の法律だけでそういう法律を作るとするのは困るといちゃもんをつけまして。そして自民党の労働部会に行って、こういう抜け駆けでここだけいい顔をしようというのはどうもならない、と言って今度政治家も合わせて火を付けた。倉石さんという方が労働調査会長なんかやっていました。森山欽次さん、森山まゆみさんのご主人と仲良くなったのはそういうことです。そこで労働問題のあり方についてクレームを付けた。

私が考えたのは日教組との対応をしていると、要するに職員でなければ組合の役員になれないという労働法の規定があるために、日教組の幹部は悪くなっている。会長は確かに立派です、小林だって立派ですよ、荒木も立派だ。だけど、取り巻きに出てくる者は決して立派じゃない。こんなものはとっととやめたらいいじゃないか。だから日教組のような組織からすれば当然職員でなくて当たり前といって切り込んだわけです。

ところが日本の職場では、企業別の組合ですからそうはいかないのです。これは会社もみんなそうですけど、組合の役員をやった者をあと営業部長にするとか何とか、そういうふうにするわけです。ですから、国鉄へ行って磯崎さんという、後に総裁になられた役員のところへ行って、職員だけで職員団体の役員を構成するのをやめなさいと言いにきました。それは分かるが全員そうだと言えないでくれと言う。(笑)今度はこっちからも押さえが加かるのです。

私の方は日教組というのは国家公務員でなくなっているわけですから、それで事実上わあわあ責められるわけでしょう。自分が職員であるかないかは関係ないです。そして日教組の代表がもう少しまともな代表になるためには、さっさとやめてもらった方がいいと思ったものですから、ILO 87 号条約を逆手に使って各省を攻める。それで自民党の労働部会長の倉石さん、森山さんが中をとって、5 年間だけは職員であっても組合の役員をやってもいいということにしようよと収めて今そうなっている。

松田竹千代さんという方が文部大臣に就任されました。丁度、ILO 87 号条約をやっている時松田さんが、文部大臣に入ってきた。そして話をしていたら、何、君、組合がこの役所の中に事務所を持って電話を同じように使っている、そんなばかなことがあるか、と怒りだしたわけですよ。労働組合というのは労使対等でな、君、ちゃんと事務所は別に持って、そして全部自分の活動は自分の金でやるものだ。何、在籍専従というのがあって給与は国から出ている、そんなばかなことがあるか、次官呼べとこういう号令が下ったりして、もう次官がびっくり仰天したわけです。話を聞いていると松田さんというのは、まさにアメリカ仕込みで労働をやっているものだから、その通りの筋金です。だから私は大臣にお仕え

して、新聞の評その他を見ると松田竹千代というのが一番組合に理解のある弱腰の大臣だというふうに新聞をご覧になると出てきます。しかし私の知っている限りじゃあ最も筋の通った、どこへ行っても怖いものない大臣はあの人ぐらいかな。

だから「君、日教組どこかで教研集会をやっているって、見に行こうじゃないか。」ちょっと待ってください。(笑)大臣がそんな見に行くって簡単に言われても周りが困ります。どうして、おれが行くのに誰が困る。(笑)この人はテキサス無宿ではい上がって強い人ですから、自分は絶対に間違ったことをしていない。それで下手な陳情とか下手な票集めというのはしない。非常にきれいな人ですね。それで大臣には少し困って、そういうふうに大臣がおれは誰とでも会うよ、どこへでも見に行くよ、と言われても、県の教育長とか地方の教育長とかというのは、そうでない人がいっぱいいるのです。大臣ですらわしらに会っているのに、なぜお前らは会わないのかってすぐ責められるから、そんなに自分だけでいい顔をしては困りますって言うけれども、どうもようわからんな、て言いながら千葉の教研集会に行くって言いだした。千葉。それで私はもう地方課長を辞めて官房に入っていたのですが、次官が心配して、君、どう止めても大臣は、教研集会に何をやっているかわしは見に行くと言われる。秘書官だけで行くというのは心配だから、お前一緒に行けと言われて、秘書官と私と大臣と警備の人と4人で(それは警視庁だけはどこへ行くか知っていますよ。)教研集会へ出かけていった。そうしたら大臣が動くとも今でもそうですけれども、警視庁が東京都で、千葉県へ入ると千葉県の県警がちゃんと県境を越えるごとに引き継ぎをしているわけです。

そうすると千葉市に来て、会場の近くま

で来た時に大臣が汚い中華料理屋の前で、腹がへった飯を食ってから行こうや、ここは開いているな、と言って中華料理屋へ入っていく。松田さんというのは自分で料理をやるのです。それで汚らしい店へ大臣が入っていったなと思ったけれどもまあ車を停めて4人で、(誰もおらんですよ。親父だけいる。)大臣がとことこっと調理場に入って行って、おっさん、お前さん何が一番上手だと、こう言うわけです。お前のこれだ、というやつを一つごちそうしてくれと。それじゃあこれだ、って親父が喜んで、誰が来ているかわからないけれども、まあ何かそこそこの人が来て、と言うので喜んで。そして、私はさっぱり料理のことはわからないのですが、それをお前どうやって味付けをしたり塩を入れるのだと言ってやっているわけです。そうすると警察の方は大臣がどこかへ行っちゃった(笑)、当然今度はここへ来てこの交番を何時に通るはずなのに通らないというわけで(笑)、一生懸命になって探してくれているわけです。そんなことこっちは知りませんから、お供もいい気になって我々秘書官と一緒に飯食べて。

そしていよいよ小林委員長が陣取ってやっている千葉の大学の付属の小学校へ入って行った。大臣、やっぱりバッチを付けていたらすぐ分かりますねと言って。そうか、それじゃあバッチは外して、「すっと入って行っていいだろうな」と言うから、それはみんな入っていますから行きましょうやと。教室の後ろへ立って見ていたわけですよ。様子の違うのが4人ほどと1人は警備さん。そして大臣がこう話を聞いていて、おい、文部省は何か言っているけれども、あのしゃべっているのはみんなまともなことを言っていて何も変なことを言っていないじゃないかと。(笑)いや、それはそこだけ言われたって困りますって私は言うわけですけど、いや、本当に強い大臣で。そのう

ちにさすがに様子のおかしいのが来ているわ、スパイが入ってきていると、連絡が行ったものだから、小林がそこにいて、委員長が、せっかく大臣が来ているなら会ってもらいましょう。大臣、そう言うておりますと、じゃあ会おうじゃないかと。こういうふうにさらさらしているのですよ。しかし言うことはそれは強いです。大体、何、全国みんなそうだ、そんなばかな労働団体というのがあるか。みんな即刻追い出せ。(笑)

もう一人組合では面白い大臣がいました。荒木万寿夫さんという人。池田内閣の時です。荒木さんが3年間文部大臣をやっている時の地方へ行った講演のテーマはたった一つ。「日教組はばかである」という題です。

(笑) こういう、これがばかでなくて何だと。それを全国みんな同じ調子で荒木さんは言ったのです。それで秘書官が、どこまで言うとあと何分というのがわかると。

(笑) テープはここまで回っていますからあと何分待ってくれ。そうしたら大臣に伺って返事しますと。僕も不思議に思ったものだから大臣に、大臣はどこへ行っても同じ演題で話の中身も同じようにお話しになっているようですが、と言ったら、いや、君、演説がうまくなるというのはこれできゃいかん。同じテーマを同じようにやっていて、やっぱり毎回少しずつ練習して良くしているのだ。わしは大先輩の政治家永井龍太郎から聞いたけれども、演説というのはまず相手が少ない時ほど注意して真剣にしゃべれ。これはいい教えですよ。私などもいつもそう、これを心に思いますけど。聴衆がいっぱいの際は手抜きをしてもまあまあ大したことない。しかし少数の際は本当に大事な人が来てくれているから、これに手を抜いたらいかん。これが演説の第一の注意点。それから演説会場へ行くと好きなやつがおって、毎回わしの最良のやつは

目の前に座っている。またもかというので同じことを言ったら具合が悪いと思ったらだめだ。そういうのは無視して同じことを言えと。そして初めての人にどうしたらものがよくわかるように言うかというのがコツである。こういう話を聞きました。私はこれは拳拳服膺しているのです。

荒木さんという人は新聞でご覧になると、最も日教組征伐に熱心な固い男。強面のする人というふうにおそらく今新聞を、後でご覧になったら残ると思います。これくらい日教組を避けた人はいません。もう嫌なんです。ああいうところで面と向かって交渉したりけんかが。だからおれはもうさっさと逃げるよと。ところが新聞ではそうならないのですね。我々から見ていると、本当にこれは強いなという松田さんの方がものわりのいい。ですから自民党が怒る。あんなところへ行ってあんなことがあったり。日教組の委員長と会ったり、けしからんと、そう怒るけれども松田さんは強かったし、荒木さんは組合との関係じゃあもう君子危うきに近寄らずというのがこの人の第3番目の格言で。そんなよけいなところへ行かない。そして、3年の間に同じテーマで演説を46県うって回ったのです。(笑) まあこれで終わりです。

いや、今荒木さんがおったらどう言うかな。この内閣ができていて日教組が。

【藤掛】 日教組出身が、副総理になったのですからね。

【後藤】 どうもありがとうございました。

【木田】 それから今日配っていただきました『教育と医療』というのはもう10何年前になりますけど、10年ほど前になりますか、富山医科薬科大学というのができた時に10周年の記念で何か記念講演をやれとって学長から言われまして、私が一生懸命考えて教育研究所の7年間の経緯を基にして教育研究所で教育って何かな、全部考

えていたことをまとめて、医療と教育というのはパラレルで対になった同じようなことだなと思いつながらしゃべらせていただいたものです。何かのご参考で読み捨てていただければけっこうです。

【後藤】 ありがとうございます。

【木田】 恐れ入りました。